令和７年度　風しんワクチン接種費用の助成のお知らせ

妊娠早期に風しんに感染すると、生まれてくるお子さんが「先天性風しん症候群（白内障、先天性心疾患、難聴等）」に罹患している可能性が高いため、これから妊娠を希望されている人やその配偶者等を対象に、風しんの流行拡大と先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しん予防接種の費用を助成します。

**対象者**：接種当日、田尻町に住民票があり、**風しん抗体検査の結果、十分な抗体を保有していないと判定された人のうち、次のA～Eのいずれかに該当する人**

**A.妊娠を希望する女性**

**B.妊娠を希望する女性の配偶者**

**C.妊婦の配偶者**

**D.妊娠を希望する女性の同居者**

**E.妊婦の同居者**

抗体検査：大阪府内の指定医療機関にて無料で実施しています。

大阪府の指定医療機関における検査に限定しません。指定医療機関以外での検査は自費となります。

指定医療機関は、大阪府ホームページをご参照ください。

女性は、接種後２か月間は妊娠を避けてください。

助成期間：令和7年4月1日～令和8年3月末日

助成額

**MRワクチンは10,076円まで、風しんワクチンは6,534円までを上限として助成（それ以上の金額は自己負担）**

**接種方法**

**接種を受ける前に医療機関を予約し、風しん抗体検査結果及び健康保険証等、対象者を確認できる書類（妊娠を希望する女性の配偶者はそれぞれの健康保険証等）、妊婦の配偶者は母子健康手帳等を必ず持参して接種を受けて下さい。**

＊この予防接種は任意の予防接種です。万一、ワクチン接種により重篤な副反応が生じた場合は、予防接種法による健康被害救済制度ではなく、独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済制度による救済の対象となります。説明を受け、内容をよく理解した上で接種してください。

接種場所

泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の指定医療機関で接種できます。

上記以外で接種される場合は、償還払い（下記参照）となります。

償還払いの申請方法　<申請受付期間>　令和8年3月31日まで

　接種後、下記の書類を添えて、田尻町健康課にて手続きしてください。

申請書等を審査後、指定された口座へ還付金額を振り込みます。

<申請に必要なもの>

1. 氏名・住所・年齢が確認できるもの（健康保険証・運転免許証等）
2. 接種内容のわかるもの（被接種者氏名・予防接種名・接種年月日・支払金額・接種ワクチン名・医療機関名等の確認ができる医療機関発行の「領収書」の原本（レシート不可）等）
3. 風しん抗体検査結果（原則5年以内のもの）
4. 被接種者本人の振込先の口座が分かるもの（通帳等）

※振込先が被接種者以外の場合は委任状が必要です。

1. 妊娠している女性の配偶者・同居人が申請する場合のみ、妊婦の母子健康手帳（コピー不可）

お問い合わせ先

　田尻町健康課　〒598-0091　田尻町嘉祥寺883-1　　電話　072-466-8811　FAX 072-466-8841